

株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号
マツダ株式会社
代表取締役社長 マーク・フィールズ

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月25日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第136期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
決議事項
第1号議案 第136期利益処分案承認の件
第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
2頁から8頁に記載のとおりであります。
第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権
を発行する件（ストックオプション付与の件）
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
9頁から10頁に記載のとおりであります。
第4号議案 自己株式買受の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
11頁に記載のとおりであります。
第5号議案 取締役6名選任の件
第6号議案 監査役4名選任の件
第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

1. 招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第136期報告書」のとおりであります。
2. 議案の内容・要領等につきましては、後記の「議決権の行使についての参考書類」をご参照ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

1,214,251個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第136期利益処分案承認の件

本議案につきましては、別添の「第136期報告書」14頁記載のとおりであります。

当期末の株主配当金につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開などを勘案し、1株につき2円とさせていただきたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

定款変更の理由及び内容

- (1)「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)の施行により、額面株式の廃止、単位株制度の廃止及び単元株制度の創設が行われたことに伴い、現行定款の該当条文につき、所要の変更を行うものであります。
- (2)「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行により、会社関係書類の電子化が定められたことなどに伴い、現行定款の該当条文につき、所要の変更を行うものであります。
- (3)「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)の施行により、監査役の任期が伸長されたことに伴い、監査役の任期に関する規定を変更するものであります。なお、平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は、従前の例によることとなりますので、その旨附則で規定するものであります。
- (4)執行役員制度の導入に伴い、取締役及び取締役会に関する規定のうち員数、役付取締役及び招集権者に関する規定を変更するとともに、新たに執行役員に関する章を設け、規定を新設するものであります。
- (5)現行定款の規定に条文見出しを新設し、項番号を付すとともに、条項を整理し、一部字句を変更するなど規定の整備を図ろうとするものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条 当社は、マツダ株式会社と称する。 <u>英文では、Mazda Motor Corporation と表示する。</u>	(商 号) 第1条 当社は、マツダ株式会社と称し、 <u>英文では Mazda Motor Corporation と表示する。</u> (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の品目及びその部品並びにこれらに関連する総合設備、システムの設計、製造、据付、売買、賃貸借、修理、保全に関する事業</p> <p>(1)自動車、産業用運搬車両、船舶等輸送用機械器具</p> <p>(2)工作機械、建設機械、鉱山機械、公害防止機械、事務用機器、測定機器、型具、治具、工具等産業用及び一般用機械器具</p> <p>(3)内燃機関、その他動力機械器具</p> <p>(4)電子機器、通信機器、映像機器、その他電気機械器具</p> <p>(5)鑄造用材料、セラミックス、プラスチック、ゴム、その他工業用素材品及び鑄造品、鍛造品、その他成形加工品</p> <p>2. ~13. (省 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>__ (現行どおり)</p> <p>__ (現行どおり)</p> <p>__ (現行どおり)</p> <p>__ (現行どおり)</p> <p>__ (現行どおり)</p> <p>(2)~(13) (現行どおり)</p>
<p>第3条 (省 略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p>
<p>第4条 (省 略)</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p>第 2 章 株 式</p>	<p>第 2 章 株 式</p>
<p>第5条 (省 略)</p>	<p>(株式の総数)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は、金50円とする。 当社は、1,000株をもって株式の1単位とする。 (新 設)</p>	<p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 (削 除)</p> <p>当社は、1,000株をもって株式の1単元とする。</p> <p>2. 当社は、1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第7条</u> 当社の発行する株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第8条</u> 株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、<u>単位未済株式の買取り</u>その他株式に関する手続並びにその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第9条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単位未済株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p><u>第10条</u>（省 略）</p> <p><u>第11条</u>（省 略）</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載の株主をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</p>	<p>（削 除）</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p><u>第7条</u> 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、<u>単元未済株式の買取り</u>その他株式に関する手続<u>及び</u>その手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>（名義書換代理人）</p> <p><u>第8条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>単元未済株式の買取り</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p> <p>（届 出）</p> <p><u>第9条</u>（現行どおり）</p> <p>（外国在住者の届出）</p> <p><u>第10条</u>（現行どおり）</p> <p>（基準日）</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="139 126 461 153">第 3 章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="98 228 329 255">第13条 (省 略)</p> <p data-bbox="98 333 505 564">第14条 株主総会の議長は、取締役会長又は取締役社長がこれに当る。取締役会長及び取締役社長いずれも事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p> <p data-bbox="98 641 329 668">第15条 (省 略)</p> <p data-bbox="98 746 329 772">第16条 (省 略)</p> <p data-bbox="98 850 505 977">第17条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印する。</p> <p data-bbox="129 1054 471 1081">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="98 1158 505 1218">第18条 当会社の取締役は、43名以内とする。</p> <p data-bbox="98 1295 505 1526">第19条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="98 1604 505 1800">第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="98 1911 329 1937">第21条 (省 略)</p>	<p data-bbox="574 126 896 153">第 3 章 株 主 総 会</p> <p data-bbox="529 198 674 224">(招集の時期)</p> <p data-bbox="529 230 764 257">第12条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="529 300 629 327">(議 長)</p> <p data-bbox="529 333 940 392">第13条 株主総会の議長は、会長又は社長がこれに当る。</p> <p data-bbox="578 400 940 531">2. 会長及び社長いずれにも事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</p> <p data-bbox="529 609 674 635">(決議の方法)</p> <p data-bbox="529 641 764 668">第14条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="529 711 743 737">(議決権の代理行使)</p> <p data-bbox="529 744 764 770">第15条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="529 813 629 840">(議事録)</p> <p data-bbox="529 846 940 1011">第16条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p data-bbox="564 1054 906 1081">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="529 1124 629 1150">(員 数)</p> <p data-bbox="529 1156 940 1216">第17条 当会社の取締役は、16名以内とする。</p> <p data-bbox="529 1259 653 1285">(選任方法)</p> <p data-bbox="529 1291 940 1457">第18条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</p> <p data-bbox="578 1465 764 1492">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="529 1569 629 1596">(任 期)</p> <p data-bbox="529 1602 940 1733">第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。</p> <p data-bbox="578 1741 940 1835">2. 補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p data-bbox="529 1878 674 1905">(代表取締役)</p> <p data-bbox="529 1911 764 1937">第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u> <u>取締役社長は、会社の業務を統理する。</u> <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐し、取締役社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従いこれに当る。</u></p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会は、その決議によって会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長これを招集する。</u> <u>取締役社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者)</p> <p>第22条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれを招集する。</u></p> <p>2. <u>会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</u></p>
<p>第24条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>第25条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の決議事項)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (省 略)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>第27条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役が記名捺印する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第 5 章 執 行 役 員</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(選任及び役付執行役員)</p> <p>第27条 <u>当社は、取締役会の決議により、代表取締役1名以上を含む執行役員を定め、取締役会の定めた業務の執行を行わせることができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役の中から社長1名を定めるほか、副社長、専務、常務その他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条 (省 略)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第31条 監査役は、互選をもって常勤の監査役を定める。 監査役は、互選をもって常任監査役を定めることができる。</p> <p>第32条 (省 略)</p> <p>第33条 (省 略)</p> <p>第34条 (省 略)</p> <p>第35条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載し、出席した監査役が記名捺印する。</p>	<p>(役付執行役員の職務)</p> <p>第28条 <u>社長は、会社の業務を統理する。</u> 2. <u>副社長、専務及び常務は、社長を補佐し、社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い会社の業務を統理する。</u></p> <p>第 6 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主の出席を要する。</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役及び役付監査役)</p> <p>第32条 (現行どおり) 2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議事項)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="142 126 456 155">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="99 230 329 259">第36条 (省 略)</p> <p data-bbox="99 335 505 466">第37条 利益配当金は、株主総会の承認を得て毎営業年度末日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者に対し支払う。</p> <p data-bbox="99 541 505 737">第38条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿記載の株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に基く分配金を支払うことができる。</p> <p data-bbox="99 813 329 842">第39条 (省 略)</p> <p data-bbox="99 917 505 1359">第40条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求のなされた日の属する営業年度の初めにおいて転換があったものとみなす。</u> <u>前項の規定の適用については、第38条の規定に基く分配金はこれを利益配当金とみなし、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの各期間はこれを営業年度とみなす。</u></p> <p data-bbox="184 1398 329 1426">(新 設)</p>	<p data-bbox="578 126 891 155">第 7 章 計 算</p> <p data-bbox="531 198 650 226">(営業年度)</p> <p data-bbox="531 230 764 259">第37条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="531 298 671 327">(利益配当金)</p> <p data-bbox="531 331 937 461">第38条 利益配当金は、株主総会の承認を得て毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し支払う。</p> <p data-bbox="531 500 650 529">(中間配当)</p> <p data-bbox="531 533 937 729">第39条 当会社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に基く分配金を支払うことができる。</p> <p data-bbox="531 778 741 807">(配当金の除斥期間)</p> <p data-bbox="531 811 764 840">第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="619 915 764 944">(削 除)</p> <p data-bbox="624 1398 850 1426">附 則</p> <p data-bbox="531 1430 937 1598">第31条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>

第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を 発行する件（ストックオプション付与の件）

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、特定の当社取締役、執行役員、使用人及び連結対象会社取締役に
対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することについて
ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行 する理由

特定の当社取締役、執行役員、使用人及び連結対象会社取締役に
新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、
継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を
図るもの。

2. 新株予約権発行の要領

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,100,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により
目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、新株予約権
のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の
数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合
は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株
予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割
を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2)発行する新株予約権の総数

2,100個を上限とする。（新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、
上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整
を行う。）

(3)新株予約権の発行価額

無償とする。

(4)新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

1株当たりの払込価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日
（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社株式
普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は
切り上げる。但し、当該金額が、新株予約権の申込日における東京証券
取引所における当社株式普通取引の終値を下回る場合は、当該終値
とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、
次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数
は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。）するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(5)新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月30日まで

(6)新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、その地位を喪失した場合（取締役・執行役員の退任、使用人の定年退職・会社都合退職など。）においても、権利を行使することができる。但し、使用人が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、 に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

新株予約権行使申込日の前取引日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値が500円以上であることを要する。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(7)新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(6) 及び に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

第4号議案 自己株式買受の件

商法第210条の規定に基づき、次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式2,100,000株、取得価額の総額12億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

第5号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺一秀、ロバート・エル・シャンクス、デービッド・ジー・トーマス、山内 孝、長谷川鎌一、平岩重治、山木勝治、江川恵司、神田眞樹の9氏が任期満了となり、また、本株主総会終結の時をもって、取締役 マーク・フィールズ、ギデオンのウォルサーズ、松原恒夫、山本健一、井上 等、以南文昭、若山正純、丸本 明、保坂 浩、稲本信秀、尾崎 清の11氏が辞任され、平成13年12月31日付をもって取締役 ヤン・ブレンテブラーテン、平成14年2月28日付をもって取締役 フィリップ・アール・マーテンス、平成14年3月31日付をもって取締役 ポール・アール・ストークスの3氏が辞任されました。

当社は、本株主総会終結の時をもって執行役員制度を導入するとともに、取締役の員数を削減することといたします。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたく、その候補者は次のとおりであります。なお、本議案のご承認を得ますと、当社の取締役は9名となります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
1	渡辺一秀 昭15年4月14日生	昭和39年4月 当社入社 平成2年10月 当社人事本部副本部長 平成4年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年12月 当社代表取締役副会長 平成12年6月 当社代表取締役会長 現在に至る	1 30,000株 2 後記(注)1.
2	ロバート・エル・ シャンクス (Robert L. Shanks) 1953年1月11日生	1994年4月 福特六和汽車股份有限公司 ファイナンスオフィスディレクター 1996年6月 当社取締役 1998年6月 当社常務取締役 2000年6月 当社代表取締役専務取締役 現在に至る [他の会社の代表状況] マツダモーターインターナショナル 株式会社代表取締役社長	1 0株 2 なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
3	デービッド・ジー・トーマス (David G. Thomas) 1957年9月24日生	1997年1月 フォード モーター カンパニー フォードディビジョン フィラデルフィア リージョナル セールスマネージャー 1998年5月 同社 フォードディビジョン オーランド リージョナル セールスマネージャー 2000年1月 当社顧問 2000年6月 当社専務取締役 現在に至る	1. 0株 2. なし
4	やまのうちに 孝 山内 孝 昭和20年1月10日生	昭和42年4月 当社入社 平成8年1月 当社企画本部長 平成8年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年12月 当社専務取締役 現在に至る	1. 26,000株 2. 後記注②
5	はせがわ りょういち 長谷川 一 昭和21年2月20日生	平成8年10月 株式会社住友銀行国際業務部長 平成9年1月 インドネシア住友銀行頭取 平成11年4月 株式会社住友銀行本店支配人 平成11年10月 同行本店支配人兼国際総括部 中国室長 平成12年5月 同行本店支配人 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 現在に至る	1. 3,000株 2. なし
6	* ルイス・ブース (Lewis Booth) 1948年11月7日生	1996年11月 フォード モーター カンパニー フォードオートモーティブ オペレーションズ ピークルオペレーションズ プログラムオペレーションズ マネージャー 1997年7月 サムコー社 グループマネージング ディレクター 2000年1月 フォード モーター カンパニー フォードアジアパシフィック アフリカアンドテクニカル スタッフス プレジデント 2002年3月 当社顧問 現在に至る	1. 0株 2. なし

(*は新任候補者であります。)

- (注) 1. 候補者 渡辺一秀氏は、財団法人マツダ財団理事長を兼務しており、当社は同財団に対して運用財産の寄付を行っております。
2. 候補者 山内 孝氏は、マツダ健康保険組合理事長を兼務しており、当社は同組合に対して法定健康診断等に関わる業務の委託を行っております。

第6号議案 監査役4名選任の件

本株主総会終結の時をもって、監査役 大谷幸三、阪田俊紀、土肥孝治、粗岐馨夫の4氏が任期満了となりますので、新たに監査役4名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の会社の代表状況	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
1	さか いた とし き 阪 田 俊 紀 昭和19年5月20日生	昭和43年4月 当社入社 平成6年6月 当社法務部長 平成11年6月 当社監査役(常勤) 現在に至る	1 .10,000株 2 な し
2	ど ひ たか はる 土 肥 孝 治 昭和8年7月12日生	昭和33年4月 検事任官 平成8年1月 検事総長 平成10年6月 退官 平成10年7月 弁護士登録 現在に至る 平成11年6月 当社監査役 現在に至る 平成11年6月 株式会社小松製作所監査役 現在に至る 平成14年4月 積水ハウス株式会社監査役 現在に至る	1 . 0株 2 な し
3	* いけ だ かず み 池 田 和 三 昭和19年10月17日生	昭和38年4月 当社入社 平成8年8月 当社企画本部副本部長 平成9年6月 当社企画本部長 平成11年4月 当社監査本部長 現在に至る	1 .1,000株 2 な し
4	* こ まつ けん いち 小 松 健 一 昭和12年3月10日生	平成3年11月 株式会社住友銀行 代表取締役専務取締役 平成5年6月 株式会社関西銀行 代表取締役副社長 平成6年6月 同行代表取締役社長 平成11年1月 同行取締役会長 現在に至る	1 . 0株 2 な し

(*は新任候補者であります。)

(注) 土肥孝治氏及び小松健一氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の要件を備えております。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期满了により退任されます取締役 平岩重治、山木勝治、江川恵司、神田眞樹、本株主総会終結の時をもって辞任されます取締役 マーク・フィールズ、ギデオン・ウォルサーズ、松原恒夫、山本健一、井上等、以南文昭、若山正純、丸本明、保坂浩、稲本信秀、尾崎清及び平成13年12月31日付をもって辞任されました取締役 ヤン・ブレンテブラーテン、平成14年2月28日付をもって辞任されました取締役 フィリップ・アール・マーテンス、平成14年3月31日付をもって辞任されました取締役 ポール・アール・ストークスの18氏、並びに本株主総会終結の時をもって任期满了により退任されず監査役 大谷幸三、粗岐馨夫の2氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
マーク・フィールズ	平成11年6月 当社専務取締役 平成11年12月 当社代表取締役副社長 平成11年12月 当社代表取締役社長 現在に至る
ギデオン・ウォルサーズ	平成13年6月 当社常務取締役 現在に至る
まつばらつねお 松原恒夫	平成3年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 現在に至る
フィリップ・アール・マーテンス	平成12年6月 当社常務取締役 平成14年2月 当社常務取締役辞任
やまもとけんいち 山本健一	平成7年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 現在に至る
いのうえひとし 井上 ひとし	平成7年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 現在に至る
いみなみふみあき 以南文昭	平成9年6月 当社取締役 平成13年4月 当社常務取締役 現在に至る
ひらいわしげはる治 平岩重治	平成6年6月 当社取締役 現在に至る
ポール・アール・ストークス	平成9年6月 当社取締役 平成14年3月 当社取締役辞任
やまきまさはる治 山木勝治	平成10年6月 当社取締役 現在に至る
わかやままさずみ純 若山正純	平成11年6月 当社取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
ヤン・ブレンテブラーテン	平成11年6月 当社取締役 平成13年12月 当社取締役辞任
まる 丸 もと 本 おきら 明	平成11年6月 当社取締役 現在に至る
え 江 がわ 川 けい 恵 し 司	平成12年6月 当社取締役 現在に至る
かん 神 だ 田 まさ 眞 き 樹	平成12年6月 当社取締役 現在に至る
ほ 保 さか 坂 ひろし 浩	平成13年6月 当社取締役 現在に至る
いな 稲 もと 本 のぶ 信 ひで 秀	平成13年6月 当社取締役 現在に至る
お 尾 ざき 崎 きよし 清	平成13年6月 当社取締役 現在に至る
おお 大 たに 谷 ゆき 幸 ぞう 三	平成11年6月 当社監査役（常勤） 現在に至る
よし 粗 き 岐 たか 馨 お 夫	平成11年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号
当社本店講堂

電話 (082)282 - 1111(代表)

